

御船小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長

教頭

情報集約担当者

いじめ対策委員会

職員会議

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談時の児童・保護者アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合にもその後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) どの子ども居場所がある学校づくり

- 基本的な生活習慣の確立
 - ・「4つのあ」運動の推進
- よりよい学習態度の定着
 - ・「学びの5つの約束」の徹底
 - ・家庭学習、ノートの使い方
- 表現力の育成
 - ・一人一人が表現する機会のある授業
 - ・集会活動の実施
- 自尊感情の育成
 - ・自分のよさや夢を見つめ、互いに認め合う学級集団作り

- 豊かな心の醸成
 - ・体験活動を生かした道徳科の授業の充実
 - ・命を大切にすることを育む体験活動
- 健全な心身と体力の向上
 - ・体育や日常活動で体力の向上
 - ・危険回避能力の育成

(2) いじめの未然防止の取組

- ア 児童の関わりを大切にし、互いに認め合い共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、体験活動を通していのちの大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、正しい利用の仕方とマナーについて身に付け、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 異学年集団活動や学級遊びを多くし、児童同士のつながりを深める機会を増やす。

(3) いじめの早期発見の取組

- ア 心のアンケートや教育相談を学期に一回実施する。児童の心のサインを見逃さないようにする。
- イ 教職員と児童の温かい人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- ウ i チェックを活用し、児童の実態把握に努める。

(4) いじめに対する措置

- ア いじめを発見し、通報を受けたら早急に情報集約担当者に報告する。情報集約担当者は「いじめ対策委員会」を開き、今後の組織的な対応について具体的な手立てや役割分担を協議する。
- イ 被害児童の思いを大事に、守り通すという姿勢で対応し、指導の事後を確認する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、教育委員会等関係機関との連携のもとで対応に取り組む。

御船小学校いじめ防止10箇条

- 【子供】 第 1 条 **相手の気持ちを考えて行動しよう**
- 第 2 条 **いじめを見たら勇気をもって注意しよう**
- 第 3 条 **困っている人がいたら声をかけよう**
- 第 4 条 **あたたかい言葉で友達と会話しよう**
- 第 5 条 **つらいこと 心の悩みは相談しよう**
- 【大人】 第 6 条 **安心して楽しく通える学校づくり**
- 第 7 条 **子供の姿をよく見て気づく**
- 第 8 条 **子供の話の間こう。よいところをほめよう**
- 第 9 条 **家庭・学校・地域みんなで子供を守ろう**
- 第 10 条 **※各家庭独自のきまりを加える。**